

直鞍次世代産業研究会 規約

(名称)

第1条 本研究会は、直鞍次世代産業研究会 (FIW)と称する。

(*Future Industries Workshop / FIW*)

(目的)

第2条 本研究会は、直鞍地域における産業の育成と地域経済の発展に寄与すべく、グローバルな視野を持ったシンクタンクの役割を担い、時代の変化を先取りし、未来の設計図を描き、企業連鎖でイノベーションを進め、新たなビジネスモデルや次世代産業の創出を目指し、官と民が一体となり、それぞれが役割を担い、社会的・経済的な価値を創造することで、地域産業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1)次世代市場研究事業

- ① 国内・海外におけるビジネス市場に関する調査・研究
- ② あらゆるニーズと今後の時代背景における新サービスや新商品、第5次産業の研究

(2)次世代事業化事業

- ① 地域・企業の資源や強みを活かした新サービスや製品の開発
- ② 新たな製品・サービスをもつての新分野、新事業、新顧客の獲得

(3)次世代組織人材事業

- ① 次世代を担う人材育成、参加企業の人材育成
- ② 今後求められる企業組織の在り方や取組の調査・研究
- ③ 地域で次世代への企業発展が維持できる政策や制度の調査研究と提言

(4)研究会情報事業

- ① 地域内、県内に向けての研究会の活動の情報発信、情報収集
- ② 国・県・各自治体との密接な情報交換と協力体制、支援体制の深化
- ③ ホームページ等での企業紹介と海外・国内企業のマッチングの推進

(5)産業振興ビジョン等支援事業

- ① 地域内自治体における産業研究やマスタープラン、条例制定、政策に積極的に参画し、次世代企業の発展と地域振興に協力

(6)助成金事業

- ① 視察研修助成金事業の推進

(7)その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本研究会は、次の会員等により構成する。

(1)直鞍地域における地元企業経営者

(2)直鞍地域の誘致企業代表者

(3)金融機関

(4)学識経験者(大学・研究機関等)

(5)行政機関

(6)その他、本会に賛同し会の発展に貢献できると会長が判断した企業や団体等

(会員)

第5条 会員は次の通りとする。

- (1)正会員:直轄地域における企業代表者等
- (2)賛助会員:当会と密接な関係にあり、当会の発展に寄与できる地域内外の企業、団体等
- (3)協働会員:行政諸官庁・商工会議所・商工会等で会の発展に協働で活動できる団体。

(総会)

第6条 本会の総会は、通常総会と臨時総会とし、議長は会長がこれを務める。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に開催し、次年度事業計画(案)・次年度予算(案)及び事業報告・決算報告等を審議する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は正会員の3分の1以上が要求したときに開催する。
- 4 会議の招集は、会長の指示により事務局が行う。

(議決)

第7条 総会の議決は、出席した正会員の過半数で決める。

- 2 本会の解散については、正会員の半数以上が出席し、その3分の2以上の同意を得て決定する。

(監査)

第8条 会長は、毎事業年度の終わりに以下の書類を作成し、監査役に提出しその承認を得なければならない。

- (1)事業報告書
- (2)収支決算書

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年、4月1日に始まり翌年3月末に終わる。

(事務局)

第10条 本研究会は、事務局を直轄産業振興センター(ADOX福岡)内に置く。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、本研究会の運営に関し必要な事項は、役員会で協議のうえ定める。

附 則

この規約は、本研究会が設立された日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月20日から施行する。